

議事日程(第1号)

平成26年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第56号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第57号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第58号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第59号 須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第60号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第61号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第62号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第63号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第64号 須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第65号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第66号 平成26年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議案第67号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第68号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第69号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第70号 平成26年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第20 請 願 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について

- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 5 6 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 7 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 8 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 請 願 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

---

出席議員（14名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
1 0 番 三 上 政 義	1 1 番 柴 田 真 人
1 2 番 猪 谷 繁 幸	1 3 番 藤 石 豊
1 4 番 原 野 敏 彦	1 5 番 三 角 良 人

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 合 屋 栄 一

主任主事 白 水 誠

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史  
教育長・・・・・・・・・・安河内 文 彦  
理 事（事業統括）・・・安 川 敏 幸  
総務課長・・・・・・・・・・今 泉 俊 裕  
住民課長・・・・・・・・・・満 行 誠  
健康福祉課長・・・・・・・・畑 江 達 也  
地域振興課長・・・・・・・・安河内 隆  
上下水道課長・・・・・・・・石 井 浩 二  
出納課長・・・・・・・・・・大 塚 信 夫  
総務課課長補佐・・・・・・平 山 幸 治

副町長・・・・・・・・・・平 松 秀 一  
教育次長・・・・・・・・・・印 藤 勝 人  
まちづくり課長・・・・・・・・吉 松 良 徳  
税務課長・・・・・・・・・・櫻 木 幹 夫  
都市整備課長・・・・・・・・安河内 久 人  
都市整備課付課長・・・・・・百 田 剛  
子ども教育課長・・・・・・・・稲 永 修 司  
監査委員・・・・・・・・・・百 田 清 二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。12月に入り急に寒くなりましたが、皆さん健康は大丈夫でしょうか。12月議会、健康に十分に留意され、12月議会を乗り切っていただきたいと思いをします。

開会前に広報特別委員会より会期中の議場内撮影の申し出があっており、許可したいと思しますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから、平成26年第4回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、川津社会教育課長より今定例会中の欠席の届け出が出ておりますので御報告します。

これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番荒木敏光議員。

○議員（6番 荒木 敏光） おはようございます。先ほど議長言われましたように大変寒くなりまして、議員諸君におかれましては全員参加ということで喜んでおります。

それでは、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

11月28日午前9時から議会運営委員会を開催し、平成26年第4回定例会の運営について協議をいたしました。

今回提出された案件は、議案が15件、請願1件、ほか町長諸報告並びに閉会中の組合議会報告2件でございます。

会期は、本日12月5日より12月12日までの8日間といたしております。

委員会付託については、議案第60及び第69号から第70号までを総務建設産業委員会への付託、議案第66号については、予算審査特別委員会に付託し、残りの議案と請願については文教厚生委員会に付託いたします。

一般質問は12月9日午前9時から行い、終了後全員協議会を特別会議室にて開催いたします。

なお、本日の会議終了後、ぼた山開発特別委員会を特別会議室において開催予定になっております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を本日から12月12日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月12日までの8日間と決定しました。

---

## 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議則第117条の規定により8番議員、9番議員を指名します。

---

## 日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今年ももうあと1カ月を残すという、非常に日にちのたつ早さを感じておるこの頃でございますが、議会を招集いたしましたところ、全員御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、諸報告を申し上げます。

子ども・子育て支援制度について。

子ども・子育て支援制度、新制度について申し上げます。

議員皆様も御承知であるかと思いますが、日本の子ども、子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に、子ども・子育て支援法という法律ができました。

この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の教育や、保育、地域の子育て支援の量の充実や向上を進めていく、いわゆる子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に本格的にスタートしてまいります。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通した支援給付を施設型給付と位置づけまして、また、地域型保育給付として小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプの支援給付が新設され、教育・保育の場を増やそうといたしております。いわゆる、待機児童を無くしていこうというためのものがございます。

また、地域子ども・子育て支援事業として、利用者支援事業の創設や地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、一時預かり等、さまざまな地域の子育て支援の充実が図られております。

さらに、同法は、これらの新制度の実施主体を市町村として、都道府県あるいは国は、その市町村を重層的に支えると定められております。そのため、本町においても、昨年度にアンケート調査を実施いたしまして、子ども・子育て支援事業の必要量の見込みを把握するとともに、須恵町子ども・子育て会議を組織し、本町における子ども・子育て支援事業の具体的な計画である、須恵町子ども・子育て支援事業計画を策定中であります。本年度内には住民の皆様にお知らせすることができるかと考えております。

また、先程申し上げました4つのタイプの地域型保育事業については、認可及び給付の対象となるかの確認が市町村業務となり、条例整備が必要となるために、本議会に関係条例制定の議案

を上程いたしております。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案の時にあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。 質問なしと認めます。

---

#### 日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。まず、閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

5番、田原重美議員。

○議員（5番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成26年10月14日に粕屋南部消防本部において、第3回定例会が開催されました。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第12号は粕屋南部消防組合消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてで、消防組織法の一部改正に伴い、条例で消防長及び消防署長の資格を定める必要があるため、条例の制定を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第13号は、平成25年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてで、歳入総額19億8,035万6,941円、歳出総額19億5,637万5,340円、歳入歳出差引額2,398万1,601円、実質収支額2,398万1,601円となっており、全員賛成で認定いたしました。

議案第14号は、平成25年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてで、歳入総額5,417万6,783円、歳出総額4,002万7,273円、歳入歳出差引額1,414万9,510円、実質収支額1,414万9,510円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第15号は、平成26年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第3号）についてで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,025万円とするものです。これは、歳入では、分担金を15万4,000円減額、消防債を10万円増額するものです。歳出では消防救急デジタル無線施設計変更委託料を5万4,000円減額するもので、全員賛成で可決しました。

続いて、平成26年12月1日に、粕屋南部消防本部において第4回臨時会が開催されました。議事日程についてはお手元の資料のとおりでございます。

議案第16号、粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成26年の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本消防組合職員の給与月額及び通勤手当と勤勉手当を改正するもので、改正の内容は、須恵町職員の改正内容と同じです。全員賛成で承認しました。

なお、詳細につきましては議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。

13番、藤石豊議員。

○議員（13番 藤石 豊） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告をいたします。

去る平成26年10月20日月曜日、クリーンパークわかすぎ管理棟大会議室において臨時会が開催されました。今臨時会は、工事請負契約の締結についてでございます。

お手元の資料を参照お開き下さい。

議案第6号工事請負契約の締結について。

下記の工事の請負契約締結について。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（第2条）の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

工事名、RDF施設乾燥施設燃料転換工事。契約方法指名競争入札。請負金、1億6,848万円。請負者、大阪市淀川区西中島6-1-1、テス・エンジニアリング株式会社、代表取締役 石脇秀夫。契約保障の方法、契約保証金1,684万8,000円。工期、平成27年2月27日まででございます。全員賛成で可決をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。 質問なしと認めます。

---

#### 日程第5. 議案第56号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第56号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） おはようございます。議案書1ページでございます。

議案第56号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の制定について。須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、当該条例の制定を提案するものでございます。

子ども・子育て新制度におきましては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設あるいは事業者からの申請に基づき、市町村が各施設事業の類型に従い市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めたいえで給付となることを確認し、給付費を支払うこととなります。この確認のうち、運営基準について、法の定めにより、国の基準を踏まえて条例を定めるものでございます。

22ページに附則第1条として、この条例は法の施行の日から施行すると定めております。

以上、ご審議方よろしく願います。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第56号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

---

## 日程第6. 議案第57号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第57号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） 議案書24ページでございます。

議案第57号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、当該条例の制定を提案するものでございます。

子ども・子育て新制度におきましては、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内



保育を市町村による認可事業として地域型保育給付の対象とすることとなります。この4つの地域型保育事業の認可基準について、法の定めにより国の基準を踏まえて条例を定めるものがございます。

40ページに附則第1条といたしまして、施行期日を子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律整備等に関する法律の施行の日から、と定めております。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第57号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第7. 議案第58号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第58号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） 議案書42ページでございます。

議案第58号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、別紙のとおり提出するものがございます。

提案理由といたしまして、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、当該条例の設定を提案するものがございます。

放課後児童クラブにつきましては、その質を確保する観点から、子ども子育て関連三法によって児童福祉法が改正されました。これに伴い、放課後児童クラブの設備及び運営について、国が定める基準を踏まえ、条例を定めるものがございます。

48ページに附則第1条として、施行期日を子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から、と定めております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。  
よって、議案第58号を文教厚生委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第8. 議案第59号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第59号須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） 議案書の49ページでございます。

議案第59号須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について。

須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、子ども子育て支援法の制定に伴い、保育の必要性の認定に関する基準を定めるため、当該条例の制定を提案するものでございます。子ども子育て支援法第20条の定めに基づきまして、保育給付の支給認定に関し保育の必要性の基準その他必要な事項を、国の基準を踏まえて条例で定めるものでございます。

52ページに附則第1条として、この条例は法の施行の日から施行するとしております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。  
よって、議案第59号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第9. 議案第60号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第60号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木税務課長。

○税務課長（櫻木 幹夫） おはようございます。議案書53ページでございます。

議案第60号須恵町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございます。軽自動車税の納期を自動車税の納期に合わせるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

現在、軽自動車税の納期につきましては、6月30日としておりますが、自動車税の納期5月末日と異なることから、納税者の方から問い合わせが多いことや、近隣市町村の納期もほぼ5月末日となっていることから、今回納期を合わせるために、当該条例の一部を改正することとしております。

議案書55ページ、新旧対照表で御説明させていただきます。改正前につきましては、軽自動車税の賦課期日及び納期につきましては、第83条第2項によりまして、6月1日から同月30日としております。これを、改正後につきましては、5月1日から同月末日までと改めております。

前のページ54ページをお開き下さい。附則といたしまして、この条例につきましては納期を1カ月早めることによりまして、来年度平成27年度車検用の納税証明書有効期限が1カ月早まる事から、再来年の平成28年4月1日から施行すること、としております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第60号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号須恵町税条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第10. 議案第61号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第61号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。畑江健康福祉課長。

○健康福祉課長（畑江 達也） おはようございます。議案書56ページをお願いいたします。

議案第61号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例。須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布され、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、提案をするもの

でございます。

58ページの新旧対照表をお願いいたします。第3条第1項(第5号)中の、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものでございます。内容といたしましては、ひとり親家庭への支援施策の強化を行うもので、父子家庭への支援の拡大を図るものでございます。

57ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用するものでございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第61号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第61号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第11. 議案第62号

○議長(三角 良人) 日程第11、議案第62号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長(満行 誠) おはようございます。では、議案書は59ページをお願いいたします。

議案第62号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。この条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が、平成25年12月13日に公布され、また、児童福祉法の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

2ページめくっていただきまして、61ページの新旧対照表をお願いいたします。まず、対象者、第3条第2項(第2号)から説明申し上げます。本文中引用しております法律名が今回改められましたので、その名称を改正するものでございます。左側の改正後の法律名は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進」、ここまでは同じでございますが、次から、「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改められました。この自立の支援に関する法律の改正は、今回新たにこの特定配偶者が追加されたことによる名称の改正となっております。

次に、障がい者施設等に入所した場合の特例第13条第2項について御説明申し上げます。右

側の改正前の下線部分、第6条の2についてですが、ここで引用しておりますところの児童福祉法第6条の2に、新たに別規定が設けられましたことから、左側の改正後の下線部分のとおり、従来の規定が第6条の2の2へ繰り下げられるとともに、指定医療機関の名称が指定発達支援医療機関へと変更されたための改正でございます。

1ページ前の60ページをお願いします。附則の所で、この条例は公布の日から施行し平成26年10月1日から適応する。ただし第13条第2項の改正規定は平成27年1月1日から施行する、でございます。

以上のとおり、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第62号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

## 日程第12. 議案第63号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第63号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は62ページをお願いいたします。

議案第63号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布され、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたことに伴い、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が、平成25年12月13日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

2ページめくっていただきまして、64ページの新旧対照表をお願いいたします。まず、定義第2条（第1号）から説明申し上げます。本文中引用しております法律名が今回改められましたので、その名称を改称するものでございます。右側改正前の下線部分中、「母子及び寡婦福祉法」から左側改正後の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ改められました。この法律の改正では、母子家庭等及び父子家庭に対する支援の拡充が図られております。

次に、同上（第2号）について、父子家庭の父の定義規定が改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の2項に加えられましたので、左側改正後の下線部分のとおり引用規定を、法第6条第2項に改めております。

最後に、対象者第3条第2項（第2号）についてです。先ほどの議案第62号と同様、引用しております法律、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称の改正に伴う改正でございます。

1 ページ前の63ページをお願いします。附則のところ、この条例は公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用するものでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第63号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第13. 議案第64号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第64号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） 議案書の65ページでございます。

議案第64号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例。須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定に伴い、保育の必要性の認定に関する基準が定められたため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

議案第59条で保育の必要性の認定に関する基準を定める条例が制定されますと、従来入所基準、入所措置基準を定めておりました須恵町保育の実施に関する条例第2条と重複することになります。このために条例の一部を改正するものでございます。

67ページの新旧対照表をお願いいいたします。まず、第2条を削りまして、以降条文を繰り上げます。それから、第5条の第2条の規定によりという文言を削ります。

次のページをお願いします。68ページです。第9条第1号の第2条を須恵町保育の必要性の認定に係る基準を定める条例第3条に改め、第2号の第4条を第3条に改めます。

66ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第64号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号須恵町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第14、議案第65号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第65号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課。

○住民課長（満行 誠） 議案書は69ページをお願いいたします。

議案第65号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例。この条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、出産育児一時金の支給額について産科医療保障制度掛け金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に、加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって加算後の支給総額を維持するため、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。産科医療保障制度と申しますのは、出産に伴い赤ちゃんが重度の脳性麻痺となったときの補償総額3,000万円の看護・介護の保証制度でございます。

では、2ページめくっていただきまして、71ページの新旧対照表をお願いします。出産育児一時金第4条第1項本文中の支給額について、下線部分の39万円を40万4,000円に改めるものでございます。従来出産育児一時金は、この39万円に医療機関が負担しております、産科医療保障掛け金3万円を加算して42万円を支給しておりました。この掛け金イコール加算額が1万6,000円に今回引き下げられますので、39万円を40万4,000円に引き上げることにによりまして、支給総額の42万円を維持するものでございます。

1ページ前の70ページをお願いします。附則で、施行期日第1条、この条例は平成27年1月1日から施行する。

経過措置としまして、第2条、施行日前に出産した被保険者に係る須恵町国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時給付金の額については、なお従前の例によることとございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第65号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第15. 議案第66号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第66号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。

議案書は72ページでございます。議案第66号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第5号）でございます。地方自治法の規定により、平成26年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成26年度歳入歳出補正予算書によりまして御説明をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

平成26年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,979万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,573万4,000円とする。

第2項では、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条では、地方債の補正で、地方債の変更は、第2表地方債補正によります。

第3条は、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加については、第3表債務負担行為補正によります。

次に、2ページをお願いいたします。

第1表歳入ですが、主なものを申し上げます。

13款国庫支出金1項国庫負担金におきましては、国民健康保険障害者自立支援費の国庫負担金でございます。2項国庫補助金は、がんばる地域交付金630万7,000円でございます。

14款県支出金1項県負担金は、国庫負担金と同じく国民健康保険障害者自立支援費の県負担金でございます。3項委託金は、統計県知事・県議選挙費の事務委託金でございます。



18款繰越金は、今回の歳出の補正額に特定財源を充当し、なお不足する額を前年度繰越金5,572万5,000円で財源手当をいたしております。

20款町債は、臨時財政対策債の増額429万7,000円でございます。

3ページ、歳出でございます。

主なものは、2款総務費1項総務管理費につきまして、自治体クラウド導入の準備経費など1,413万8,000円。4項選挙費で、来年4月の統一地方選挙に要する経費を計上いたしております。

3款民生費1項社会福祉費では、国民健康保険特別会計への繰出金、後期高齢者医療療養給付費それから障害者自立支援費給付費等でございます。

4款衛生費2項清掃費でゴミ袋の製作費と、6款農林水産業費1項農業費で農地台帳の整備費並びに転作補助金等の追加計上でございます。

10款教育費、一番下、5項社会教育費においては、類似公民館の施設整備補助金780万7,000円などでございます。

次の4ページ、11款災害復旧費については、林業施設の災害復旧費として300万円の計上でございます。

次に、5ページ、第2表地方債補正でございます。変更として、起債の目的、臨時財政対策債、変更前の限度額4億600万円を、変更後は4億1,029万7,000円に増額をいたします。その他の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為の補正でございますが、追加で、コミュニティバス運行事業について、期間を平成27年度から29年度まで3カ年、限度額3,750万円の債務負担行為を新たに設定するものでございます。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第66号については、議長を除く13人によって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第5号）についてを予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に合屋伸好議員であります。

## 日程第16. 議案第67号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第67号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は73ページをお願いいたします。

議案第67号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法の第218条の第1項の規定により、平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書27ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条から歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,706万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,676万2,000円とする。

今回の補正の主な内容ですが、前年度決算によりますところの繰越金ほか国庫負担金等及び支援金納付金の決定確定による補正でございます。

では、第2項にあります第1表歳入歳出予算補正で説明を申し上げます。

次のページ、28ページお願いいたします。

3款国庫支出金、補正額は7,000円の減額です。第1項の国庫負担金、第2項国庫補助金ともに減額になっております。これは歳出補正予算のほうに出てまいりますが、後期高齢者の支援金及び介護納付金の財源補正のものになっております。

第4款療養給付費交付金、補正額は2,341万円です。これは、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知によるものです。

第8款繰入金、補正額は1,921万1,000円です。主に、11月に交付申請いたしました保険基盤安定繰入金の増額補正になります。この繰入金は、国、県補助4分の3を財源としまして、一般会計から国保会計へ繰り出されているものでございます。

第9款繰越金、補正額444万7,000円は、平成25年度決算収支によりますところの繰越金を全額、計上いたしております。

次のページ、29ページの歳出をお願いいたします。

第1款総務費が補正額8,000円、2款保険給付費739万6,000円は、普通医療費及び退職被保険者の高額療養費が当初予算を上回る見込みとなったための補正でございます。

第3款後期高齢者支援金等、4款前期高齢者納付金等、6款介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知による補正でございます。

第9款諸支出金第1項償還金及び還付加算金、補正額は3,965万5,000円です。これは、

前年度に交付を受けました国庫負担金等を精算した結果、過大に交付となった国庫負担金等に係る償還金の補正と、国保税の過誤納還付金に係ります加算金の補正でございます。

以上のこと、よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第67号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第17. 議案第68号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第68号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は74ページをお願いいたします。

議案第68号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

地方自治法の規定によりまして、平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決をを求めるものでございます。

別冊の補正予算書38ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正から、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,255万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,544万2,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容でございますが、この4月、5月の出納整理期間中に納められました保険料及びその分を広域連合へ納める保険料等の負担金の補正となっております。

では、第2項にあります第1表の歳入歳出予算補正で説明申し上げます。

次のページ、39ページの歳入をお願いいたします。

第3款繰入金、補正額は45万2,000円の減額です。これは、事務費繰入金の減額と11月に交付申請いたしました保険基盤安定繰入金の増額補正でございます。

第4款繰越金、補正額は1,300万7,000円です。主に前年度の出納整理期間に納められました前年度保険料の繰越金になります。

次のページの40ページの歳出をお願いいたします。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額は1,250万5,000円です。先ほどの歳入予算、繰越金中の前年度保険料の繰越金を広域連合へ支出する負担金の補正でございます。

第3款諸支出金、補正額は5万円です。保険料の過誤納還付金に係ります加算金の補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第68号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第18、議案第69号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第69号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。

議案書の75ページをお願いします。

議案第69号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出しますので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の45ページをお願いいたします。

平成26年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,095万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,309万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正により御説明いたします。

46ページをお願いします。

歳入です。3款1項国庫補助金、補正額マイナス3,980万円は、補助金確定に伴う減額でございます。

5款1項他会計繰入金、補正額マイナス45万2,000円は、一般会計繰入金の減額でございます。

7 款諸収入 2 項還付消費税、補正額マイナス 9 万 9,000 円は、前年度の還付消費税が確定しましたので、減額するものでございます。

8 款 1 項町債、補正額マイナス 3,060 万円は、国庫補助金の減額に伴うものでございます。

47 ページをお願いします。

歳出でございます。1 款 1 項総務管理費、補正額 100 万円は、受益者負担金前納報奨金の増額でございます。

2 款 1 項下水道事業費、補正額マイナス 6,900 万円は、国庫補助金確定に伴う減額でございます。

3 款 1 項公債費、補正額マイナス 295 万 1,000 円は、平成 25 年度町債借入額の確定に伴う減額でございます。

48 ページをお願いします。

第 2 表地方債補正です。1、変更。起債の目的、下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、変更前、限度額 3 億 1,850 万円を変更後 2 億 9,330 万円に変更します。これは、国庫補助金確定に伴う減額でございます。

次に、資本費平準化債、公共下水道分、変更前、限度額 6,770 万円を変更後 6,270 万円に、資本費平準化債、流域下水道分、変更前、限度額 2,450 万円を変更後 2,110 万円にそれぞれ減額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 69 号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 69 号平成 26 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第 19. 議案第 70 号

○議長（三角 良人） 日程第 19、議案第 70 号平成 26 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の 76 ページをお願いします。議案第 70 号平成 26 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度須恵町水道事業会計補正予算（第

2号)を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の53ページをお願いします。

第1条、平成26年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出で、第1款第1項営業費用、補正予定額142万1,000円。主なものは、労務単価の改定に伴います水源補償費等を増額するものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第70号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第70号平成26年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第20. 請願

○議長(三角 良人) 日程第20、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。12番、猪谷繁幸議員。

○議員(12番 猪谷 繁幸) おはようございます。

お手元のほうに、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書があると思いますので、御参照いただければ幸いです。

それでは、手話言語法制定に関する請願であります。請願者は、粕屋地区聴覚障害者協会会長中川久美男氏であります。

手話とは、聴覚障害者が健常者と同じように、言葉を交わすような形で使う手話のことを申し上げます。

これ手話の、聴覚障害者については大切なコミュニケーションの手段として守られてきた歴史があります。しかしながら、聾学校では手話を禁止され、社会では手話を使うことが差別に当たるといふことで、長い歴史があります。

請願の要旨ですけれども、2006年、平成18年12月に策定されました国連障害者権利条例には、手話は言葉であると明記されております。日本政府は障害者権利条項を批准し、既に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段としての選択の機会が確保されております。」と定められております。

また、手話は音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供たちが手話

を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらに手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定を強く求めるものであります。

これに対して、意見書を提出していただきますよう請願を申し上げます。

以上です。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本請願の取り扱いを文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を文教厚生委員会に付託します。

---

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月9日午前9時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午前11時11分散会

---